

岐阜県森林研究所開放試験機器使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県森林研究所が所有する開放試験機器（以下「機器」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期日等)

第2条 機器は、休日（土日、祝日、年末年始）以外の日の午前9時から午後4時までの時間で、試験研究業務に支障のない場合に使用できるものとする。ただし、岐阜県森林研究所所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

(使用料)

第3条 機器の使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 機器を使用する者（以下「使用者」という。）は、開放試験機器使用申請書を所長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 所長は前条の申請書を受理したときは、これを審査し、使用を承認する旨、又は承認できない旨を申請者に通知するものとする。
2 所長は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、機器の使用後、第3条の使用料を納付しなければならない。ただし、使用料の額が確定している場合には、機器の使用前に納付することができる。
2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、所長がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の免除)

第7条 所長は、次の各号に掲げるものが使用者であるとき、必要に応じて、使用料を免除することができる。
(1) 行政機関
(2) 学校等教育機関
(3) 所長が認める者

(機器使用后等の整理)

第8条 使用者は、機器の使用を終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

(事故状況の報告)

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設（以下「機器等」という。）を損傷したときは、速やかに所長に連絡するとともに、事故報告書を提出し、その指示を受けなければならない。

(使用者の賠償責任)

第10条 所長は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

2 前項により修理又は補てんした機器等は、所長の検査を受けなければならない。

(使用の取り消し)

第11条 所長は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意を持って使用しなかった場合

(2) 使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合

(3) この要綱、又はこれに基づく所長の指示に従わない場合

(災害の補償)

第12条 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は県に対し、一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月 6日から適用する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和 元年10月 1日から適用する。

この要綱は、令和 3年 6月10日から適用する。

別表（第3条関係）

開放試験機器使用料一覧表

設置場所	開放試験機器名	単位	使用料(円)
岐阜県森林研究所	一 蒸気式高温減圧乾燥機	1時間につき	340
	二 恒温恒湿室	1時間につき	140